

熊本城の公開活用に関する取組方針 素案

目的

特別史跡熊本城跡の適正な保存管理や本質的価値の理解促進に取り組むとともに、復旧事業を着実に実施し、復旧過程においても文化観光資源としての活用の取組を強化することで、来城者の増加や地域の活性化につなげ、好循環を創り上げる。

熊本城の文化観光推進に係る課題

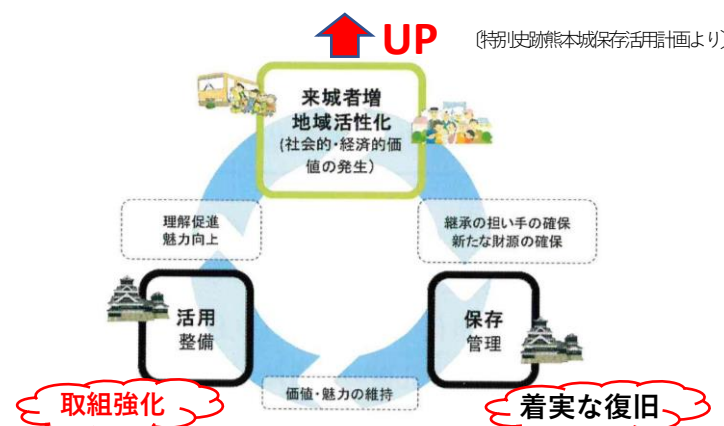
- ・ 今後20年間にわたり公開エリアや観覧ルートは段階的にしか広がらない。
- ・ インバウンド等の受入環境の整備や、より多くの人を惹きつける公開活用の取組が必要。
- ・ 収支状況の改善が必要。
- ・ MICE等、地域への経済波及効果も意識した活用の取組が必要。
- ・ イベント等に活用可能な場所の範囲が限定されている。

課題への対応方針

- ・ 対応方針1 復旧過程の公開活用の取組強化
- ・ 対応方針2 文化観光施設としての環境整備
- ・ 対応方針3 MICE等への対応による熊本城の価値の活用・認知度向上
及び収益の安定化・地域経済の活性化



年度内に「熊本城の公開活用に関する取組方針」を策定するとともに、来年度に向けて、新たに「熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱」を策定する。



「熊本城公園における催事開催の許可基準要綱(案)」に盛り込む基本的な考え方

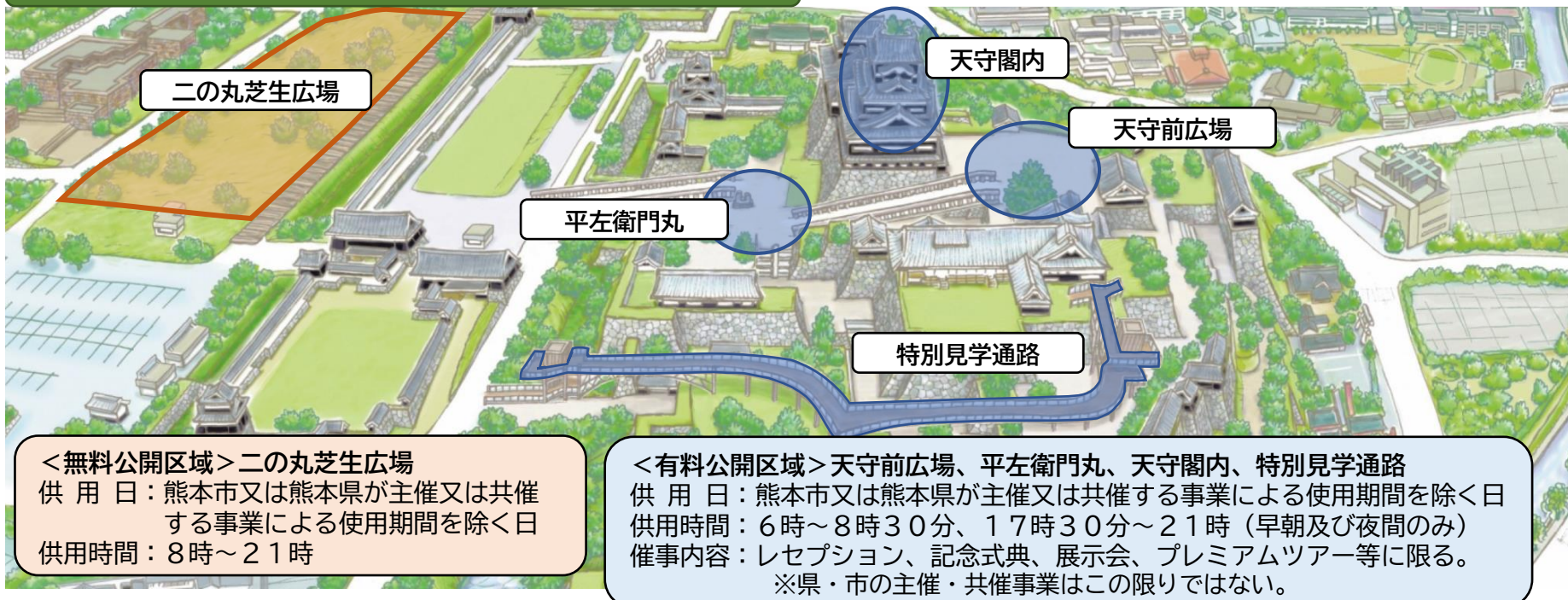
許可基準

- (1) 熊本城の遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2) 企画内容に、熊本城の本質的価値や保存の重要性を伝える内容を含むこと。
- (3) 熊本城を広く周知させるものであること。
- (4) 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。

遵守すべき事項

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3) 別に定める「熊本城公園催事使用条件」※を遵守すること。 ※資料末尾参照

催事開催を許可する部分及び供用日・時間



今後のスケジュール

2024年	3月	熊本城の公開活用に関する取組方針 策定
	10月	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱 策定
2025年	3月	熊本城公園催事使用条件 策定 熊本市都市公園条例改定（使用料決定）
	4月	許可基準要綱及び使用条件施行・制度運用開始

〔参考〕 熊本城公園催事使用条件(案) ※一部抜粋

<禁止行為>

- ・指定場所以外での火気の使用及び指定の喫煙場所以外での喫煙
- ・建物や地盤及び樹木に影響を与えるような重量物（車両を含む）の使用、設置
- ・杭、ピン等を使っての仮設物の設置
- ・公園利用者、周辺施設及び地域住民に影響を及ぼす音響・照明の使用 など

<注意事項>

【全 般】

- ・熊本城の文化財的価値を損なうことのないよう、設営時及び使用時に厳重な養生を行うこと。
- ・火気の使用については、催事参加者への飲食提供に関するもの及び事業実施に伴い演出上欠くことが出来ないもので必要最小限とすること。ただし、建造物から6メートル、石垣、樹木から3メートル以内は完全禁止とする。
- ・使用終了後は使用範囲全域にわたり清掃を行い、現状復旧すること。特に飲食物を提供する場合は注意すること。など

【会場設営・使用・撤収時】

- ・現場責任者を置き、会場設営から撤収までの期間は、現場責任者を含むスタッフを常駐させること。
- ・酒類を提供する場合は、参加者の使用許可範囲外への立入防止のためのスタッフを配置すること。
- ・設営及び撤去の作業前及び本番前には、必ずスタッフ全員に使用条件の周知徹底を図ること。
- ・壁や建物を損傷させないように、設営物との間に設営物の高さ以上の間隔を設けること。 など